

新大職組2021年度
第89回定期大会議案

日時 2021年11月4日(木)
午後6時30分～
方法 オンライン会議(ZOOM)



新潟大学職員組合
新潟市西区五十嵐2の町8050
新潟大学厚生センター1F
TEL・FAX 025(262)6096
E-mail union@niigata-u-union.sakura.ne.jp

定期大会 次第

- 1, 大会代議員資格確認
- 2, 開会宣言
- 3, 議長団選出
- 4, 議長団就任挨拶
- 5, 中央執行委員長挨拶
- 6, 報告及び承認事項
 - (1) 2020年度活動報告
 - (2) 2020年度決算及び会計監査報告
- 7, 議 事

第1号議案	2021年度活動方針（案）
第2号議案	規約改正について
第3号議案	顧問弁護士契約の締結について
第4号議案	2021年度一般会計予算（案）
第5号議案	2021年度組合基金会計予算（案）
第6号議案	2021年度訴訟対策特別会計予算（案）
	その他
- 8, 議長団解任挨拶
- 9, 閉会の挨拶
- 10, 閉会宣言

〈目 次〉

第1号議案	2021年度活動方針（案）	（1）
はじめに	（学内・学外の情勢）	（1）
第1章	活動の重点	（1）
第2章	運動の課題と進め方	（2）
2-1	全教職員に共通の課題と運動の進め方	（2）
2-2	教員の基本的課題と運動の進め方	（2）
2-3	正規職員の基本的課題と運動の進め方	（2）
2-4	教室系技術職員の基本的課題と運動の進め方	（3）
2-5	病院労働者（看護師・医師・職員）の基本的課題と運動の進め方	（3）
2-6	非正規職員の基本的課題と運動の進め方	（3）
2-7	女性教職員の基本的課題と運動の進め方	（3）
2-8	労働災害・福利厚生・労働環境などの課題と運動の進め方	（3）
2-9	コロナ感染症流行下の労働の課題と運動の進め方	（4）
2-10	労働組合づくりの課題と運動の進め方	（4）
第2号議案	規約改正について	（5）
第3号議案	顧問弁護士契約について	（7）
第4号議案	2021年度一般会計予算（案）	（9）
第5号議案	2021年度組合基金会計予算（案）	（11）
第6号議案	2021年度訴訟対策特別会計予算（案）	（11）
参考事項		
	2020年度中央執行委員会活動報告	（12）
	2020年度活動日誌	（13）
	2020年度一般会計決算及び特別会計報告	（15）
	2020年度書記退職金積立状況	（16）
	2020年度会計監査報告書	（17）

第1号議案 2020年度活動方針（案）

はじめに（学内・学外の情勢）

（1）われわれ新潟大学職員組合は、新潟大学で働く全ての労働者に資する労働組合運動の担い手として、新たに力を取り戻して一丸とならねばなりません。厳しい条件の下ではありますが、新たな労働組合活動のための主体的な力を強化し、立て直し・再生の糸口をつかむ必要があります。

そのためには、労働の現場で日々いま何が起きているのかを見つめ、多くの声なき声を集め、そこに無理な力が加えられていないか、働き手の人間としての意志と善意を捻じ曲げる強制がそこにあるか、恣意的な経営側の専横がたがを外れていないか、ひとつひとつを確かめて問題があればそれを互いにつなげ、憲法に保障された団体権を行使してゆかねばなりません。

（2）大学改革の名の下で展開されてきた新潟大学の各職場では、人件費抑制や人員不足の恒常化、過重労働が横行し、事務系・技術系職員も人員削減の下でゆとりをなくしています。多くの職員が厳しい労働条件の下で耐え抜き、プライドをもって仕事に取り組んでいます。いまの状況のままではやりがい搾取・更なる疲弊・燃え尽き症候群を呼びかねません。新型コロナ問題は、それを顕在化・増幅化させました。なさねばならない仕事はさらに増えています。いっこうに終わりの見えないコロナ禍の日々のなかで、職員は心の中で悲鳴を上げています。

（3）この間、市民の「安心・安全」は、政府のかけ声とは裏腹に、危機的水域に達しました。多くの反対の声にも拘わらずまさしく強行された今夏の五輪、すでに第5波を迎えたコロナ感染症による医療崩壊は、市民の生命のトリアージをやむなくさせ、世界的にも稀な数多くの自宅死という特異な死のあり方を招きました。大学という空間にて労働する私たちは、コロナ禍が直撃したと言われる生活の根幹を支える福祉、保育、第一次産業、行政や物流、小売業やライフラインなどを支える他のエッセンシャルワーカーと呼ばれる人びととともに、教育と医療の最前線で、まさに非常事態をこの1年半に渡って生き抜いてきました。

（4）私たちがいま目の当たりにしているものは、格差や貧困の拡大、人口・生活の再生産困難化、労働分配率の低下と需要喪失の悪循環、世界的な経済成長率の鈍化・不安定化などの諸矛盾が、まさにこの大学の中にも様々な形で現実化しているということです。アフター・コロナを元の「弱肉強食」の乱暴な世界に戻す訳にはいきません。今こそ、労働者・諸国民の運動により世界を、日本を再構築すべき時です。

いすぎたグローバル経済の矛盾・リスクに鑑み、自律的なローカル経済社会を支える人材育成に資する地方国立大学の確立のために力を尽くします。

第1章 活動の重点

今期の組合活動は、組合員の要求実現・教職員の待遇改善・大学の発展・労働者の連帯のために、特に、以下に重点を置いて活動を進めます。

（1）職場づくり・労働組合づくり

- ・ウィルス感染対策と両立しつつ、働く仲間の声を反映しうる執行部体制・組合運営を追求します。
- ・教育・研究の最前線で活躍する教職員の意見を汲み上げる風通しのよい大学づくりを進めます。
- ・常勤職・非常勤職の格差をそのままとせず、撤廃していきます。
- ・組合員間の親睦を深め、志を同じくする学内外の仲間との連帯と団結を図っていきます。
- ・中長期的な財政シミュレーションに基づき、労働組合の持続的発展のあり方を検討します。
- ・組合員の拡大につとめます。

（2）（学内における）大学づくり

- ・労働条件、教育・研究条件の充実化を求め、学長を始めとした大学当局との交渉力を強化します。
- ・中期目標・中期計画の策定の動きを引き続き注視し、情報収集および働くものの目線からの提案を行います。

- ・人事ポイント制の見直し、教員採用及び昇格の適正化を要求します。また、学長裁量による教員採用枠の運用実態を明らかにし、同制度の改善を求め執行部・学長との交渉を行います。
- ・学長裁量経費への財源集中に反対し、基盤的な教育・研究・労働条件の整備を強く要求します。
- ・学部解体の動きに警戒し、安易な大学改革への批判を行います。
- ・科学者倫理行動規範の「軍事への寄与を目的とする研究は、行わない」との規定が守られ、防衛目的やデュアルユースの名で軍事研究が大学に持ち込まれないよう監視します。
- ・法人の予算執行の透明化、特に財務状況に関する情報の公開と説明を要求します。
- ・技術職員組織の再編の動きを注視し、現場の声を重視した制度設計・運用となるよう情報収集およびそれを踏まえた提案を行います。

(3) 学術の発展・大学の発展

- ・学問の自由が守られ、学術の発展が図られるよう、政府・政権による締め付けや不当な介入に反対します。
- ・国の文教予算拡充、国立大学運営費交付金増額を求めます。
- ・コロナ禍で苦境に立たされている学生たちの学びに寄り添い、彼らとの連帯を図ります。

(4) 労働者の連帯や平和・人権

- ・新潟県全体の労働環境の底上げを図るため、非正規・不安定雇用の労働者を守る運動に参加します。
- ・平和で安全な暮らしの追求のため、日本国憲法に基づいた国づくりを求め不断の努力を継続します。
- ・全国大学高専教職員組合に結集し、大学で働く労働者の状態改善のためにたたかいます。
- ・地域の労働組合リージョナルセンターとの連携を模索します。

第2章 運動の課題と進め方

2-1 全教職員に共通の課題と運動の進め方

- ・多様な大学構成員の要求を束ね、その地位向上や仕事の充実を図りつつ、国民のための国立大学としての発展を追求していきます。
- ・構成員自治を基礎とした大学改革・大学運営への取り組みを進めます。
- ・予算編成に関する財務委員会における審議の実質化と各種プロジェクト経費の見直しと決定過程の公開・透明化を求めます。
- ・労働基準法・労働契約法などで規定された労使交渉を誠実に行い、組合との合意を踏まえて、団体交渉ルールに関する労働協約の締結を求めます。
- ・個人評価の公平な運用を求め、処遇悪化に連動しないよう監視を続けます。
- ・他の国立大学法人の教職員との格差是正を求めるとともに、家族手当や家族の地域活動等への支援拡充を求めます。

2-2 教員の基本的課題と運動の進め方

- ・ポイント制による欠員不補充・多忙化・昇任人事の難化などの課題について情報収集し、それを基に改善を求めます。
- ・本人の意思によらない配置転換・解雇・降任、不当な懲戒処分など、教員の身分に関する諸課題について情報を収集し、それをもとに改善を求めます。
- ・本人の意思によらない任期制への移行など、教員の任期制に関わる諸課題について情報を収集し、それをもとに改善を求めます。
- ・年俸制に関わる諸課題について情報を収集し、それをもとに改善を求めます。

2-3 正規職員の基本的課題と運動の進め方

- ・国家公務員より法人職員の賃金水準が低いことを踏まえ、同規模の国公私立大学の職員なみの賃金水準・昇格・昇給を目指します。
- ・55歳昇給停止という就業規則の見直しを求めます。
- ・「65歳定年」に向けた取組みを進めます。

- ・正規職員の増員を求めます。
- ・人事院勧告が引き下げられたことによる影響を注視し、過度な待遇引き下げを避け、勤務のモチベーション維持を図ることを求めます。
- ・出退勤管理や在宅勤務に関わる諸課題について改善を求めます。
- ・病気休暇・病気休職からの復帰に際し、順次、勤務時間を増やしていく、短時間勤務でも働いた分については給与等が支払われる制度の創設を求めます。特に、こころの病気を発症する職員が増えており、病気と仕事を両立しつつ、緩解に至るまで丁寧なケア・円滑な職場復帰のために段階的な措置を可能とする制度が必要です。

2－4 教室系技術職員の基本的課題と運動の進め方

- ・教室系技術職員の全学組織への再編の動きを見据え、学部・学部の垣根を超えた教室系技術職員の横のつながりを強化するとともに、その発展に向けて取り組みます。
- ・大学における教室系技術職員の果たす役割の重要性に鑑み、また職域や業務による負担偏重を減らすよう、その職務に見合った処遇改善を求め、必要な場合には増員を要求します。
- ・教室系技術職員の専門的業務および技術の継承が円滑に行なえるよう、定年退職等の欠員が見込まれる場合の退職前の後任者採用など柔軟な人事の運用を求めます。

2－5 病院労働者（看護師・医師・職員）の基本的課題と運動の進め方

- ・病院労働者への労働組合運動への参加を働きかけ、働く仲間の結集を図ります。
- ・病院の労働条件改善すべき課題、特に学長交渉の必要なものをくみ取れるよう運動の継続・発展を図ります。

2－6 非正規職員の基本的課題と運動の進め方

- ・非正規教職員の待遇改善、正規化を求めます。
- ・「同一労働・同一賃金」の原則に基づく、給与水準への引き上げを要求します。
- ・勤務日数に応じた期末手当、勤勉手当の支給を要求します。
- ・既存の有期雇用労働者全員に対して、無期雇用への転換に関する案内を通知するよう求めます。
- ・「無期転換ルール」適用阻止のための不法な雇止めや、不利益な取り扱いが発生しないよう監視を強化します。
- ・新規に採用する非正規職員に対して、全員を無期雇用労働者として採用することを求めます。
- ・非常勤講師の教育と研究の権利の保障、雇用と収入の安定化、労働条件の改善を求めます。
- ・上記の課題を実現するため、非常勤職員の組合加入を進めます。

2－7 女性教職員の基本的課題と運動の進め方

- ・女性教職員が抱える基本的課題を共有し、その改善・解決を求めます。
- ・ジェンダーバランスへの配慮を求めます。さらにダイバーシティを尊重し、特定の属性（性別、年齢、雇用形態、職位、研究分野、勤務地、など）に関係なく、誰もが活き活きと働き、自己実現を図れるような制度構築および環境整備を求めます。

2－8 労働災害・福利厚生・労働環境などの課題と運動の進め方

- ・労働安全衛生法にもとづく働く人の安全と健康を確保するための労働環境づくりを求めます。
- ・業務量の増加、業績管理の強化、人事の停滞・縮小などによる、教職員のメンタルヘルスの問題を共有し、過重労働の根絶、自殺予防、専門の医師による教職員用メンタルヘルスケアシステムの充実などへの取り組みの強化を求めます。
- ・「新潟大学あゆみ保育園」を働く教職員のための保育所と位置づけ、大学による支援拡充による保育サービス向上を求めます。そこで働く仲間の安定雇用・勤務条件が悪化しないよう監視を強めます。
- ・新潟大学附属校園教職員の健全な労働環境を構築します。
- ・気候変動に対応した、良好な冷暖房施設の完備を求めます。

- ・良好な講義受講・出講を保障する教室、研究室、情報システム等の環境整備を求めます。

2－9 コロナ感染症流行下の労働の課題と運動の進め方

- ・コロナ禍対応のための適宜の人員の加増や特別手当の設置など、適切な労働環境の整備を求めます。
- ・PCR 検査の迅速な実施など、科学的知見に基づいた道理ある学内運営を求めます。
- ・感染拡大時におけるメリハリの利いた感染拡大防止策を求めます。特に、変異種の出現により、家庭内感染を通じて学内に感染拡大がおこるリスクが現実のものになっている中、教職員、特に事務職員を守る具体的方策を求めます。
- ・社会全般において学内において、ますます人間関係が希薄化する下、感染防止に配慮しつつ組合ならではの人間的交流・仲間同士の共感を感じられる場づくりを図ります。

2－10 労働組合づくりの課題と運動の進め方

- ・ひとりひとりの組合員との関係を太くし、組合の機能発揮を充実化します。
- ・組合活動の活発化を図り、組合員の諸要求把握・実現に努めます。
- ・組合員拡大・分会活動支援の強化に取り組みます。
- ・収支改善・解決のための議論を継続的に行います。
- ・組合に集まる情報の共有化とコミュニケーション、福利・厚生を取り組みを進めます。
- ・書記局体制の強化、力量アップを図ります。
- ・労働組合としての地域的取り組みに参加し、地域における連携関係を強化します。
- ・民主的な教育の実現・学問の自由を求めて、内外での共闘を進めます。
- ・平和・民主主義・人権を守り、多様性を尊重する取り組みに積極的に参加します
- ・労働問題に精通する弁護士との顧問契約の実現を図ります。
- ・情報発信力を強化し、組合活動の「見える化」を図ります。

第2号議案 規約改正について

新潟新潟大学職員組合規約の一部改正を以下の通り発議する。

改正の概要:組合員となることのできない「監督的地位」の範囲を現行制度に合わせるため、第六条の3の「別表一」を更新する。

第二章 組織（組合員の範囲）

第六条 この組合は、国立大学法人新潟大学に在職する者で、この組合の目的に賛同し、この規約に従う者をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人新潟大学の学長、理事、監事のほか、労働組合法（昭和二十四年法律第一七四号）第二条但し書き第一号にいう「監督的地位」にある者は、この組合の組合員となることはできない。

3 前項の「監督的地位」にある者の範囲については、別に定める。

「別表一」（旧）

規約第六条第三号に定める「監督的地位」にある者の範囲については、次のとおりとする。

- (一) 理事、監事の職にある者
- (二) 副学長、事務局長、学系長、学部長、研究科長、附属図書館長、脳研究所長、学内共同利用教育研究施設の長(※)、附属学校長、病院長、看護部長
- (三) 課長以上の職位にある者(※)、人事課の係長以上の職位の者、各学部等の事務長
- (四) その他組合が除外を適当と認めた者

※細則で限定する

「別表一」（新）

規約第六条第三号に定める「監督的地位」にある者の範囲については、次のとおりとする。

- (一) 理事、監事の職にある者
- (二) 教育・研究評議会及び経営協議会メンバー
- (三) 「新潟大学職員給与規程」第20条および「新潟大学職員の給与(諸手当)に関する細則」第4条に掲げられる者
- (四) その他組合が除外を適当と認めた者

※参考：「国立大学法人新潟大学職員の給与(諸手当)に関する細則」

第4条 職員給与規程第20条に定める管理職手当を支給する職員は、別表第3に定めるとおりとする。

[別表第3]

所属部局等	職名	適用区分	備考
大学	副学長	2種	
	教育研究評議会評議員	4種	
教育研究院	学系長	1種	人文社会科学系、自然科学系、医歯学系
学部	学部長	2種	人文学部、教育学部、法学部、経済科学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、農学部、創生学部
研究科	研究科長	2種	教育実践学研究科、現代社会文化研究科、自然科学研究科、保健学研究科、医歯学総合研究科
学系事務部	事務部長	2種	人文社会科学系、自然科学系、医歯学系
	課長	4種	
医歯学総合病院	病院長	1種	
	事務部長	2種	
	課長	3種	総務課、医事課、経営企画課
		4種	管理運営課、基礎・臨床研究支援課
	診療支援部長	4種	

	薬剤部長	4 種	
	看護部長	2 種	
	副看護部長	4 種	
	特命副看護部長	4 種	
附置研究所	研究所長	1 種	脳研究所
		5 種	災害・復興科学研究所
全学共同教育 研究組織	組織の長	5 種	環東アジア研究センター 佐渡自然共生科学センター 日本酒学センター
学部、研究科 又は附置研究 所附属の教育 研究施設	教育研究施設の長	5 種	農学部附属フィールド科学教育研究センター 大学院医歯学総合研究科附属腎研究センター 脳研究所附属統合脳機能研究センター 脳研究所附属生命科学リソース研究センター
機構又は本部 に置く組織	組織の長	3 種	学術情報基盤機構附属図書館
		5 種	教育・学生支援機構教育プログラム支援センター 教育・学生支援機構キャンパスライフ支援センター 教育・学生支援機構教職支援センター 教育・学生支援機構留学センター 教育・学生支援機構コモニテラシーセンター 研究推進機構共用設備基盤センター 研究推進機構超域学術院 学術情報基盤機構情報基盤センター 学術情報基盤機構旭町学術資料展示館 経営戦略本部 IR 推進室 経営戦略本部評価センター 経営戦略本部広報センター 経営戦略本部ダイバーシティ推進室 経営戦略本部教育戦略統括室 国際連携推進本部環東アジア地域教育研究ネットワーク 保健管理・環境安全本部保健管理センター 保健管理・環境安全本部環境安全推進室
附属学校部	部長	4 種	
	附属学校園統括長	5 種	
附属学校	校長、園長	4 種	
	教頭	5 種	
	教諭	6 種	附属特別支援学校 各主事(小学部、中学部、高等部)
事務局	部長	2 種	総務部、研究企画推進部、財務部、学務部、学術情報部、施設管理部
	課長	3 種	事務局付： 総務部：総務課、企画課、人事企画課 研究企画推進部：研究推進課 財務部：財務企画課 学務部：学生支援課、入試課 施設管理部：施設管理課、施設保全課、施設整備課
		4 種	総務部：労務福利課 研究企画推進部：産学連携課 財務部：財務管理課 学務部：教務課、連携教育支援課、キャリア支援課、留学交流推進課 学術情報部：学術情報管理課、学術情報サービス課、情報企画課
	主査	4 種	
	室長	4 種	総務部：サポーター連携推進室
	室長	4 種	
監査室	室長	4 種	

第3号議案 顧問弁護士契約の締結について

新潟合同法律事務所との顧問弁護士契約に向けては、退職金訴訟の終了後、断続的に交渉を続けてきたところであるが、コロナ禍の影響をうけて一時的に保留されていた。本年9月以降、急ピッチで交渉を進めており、近日中に成約の見込みである。内容の概要は以下の通り。

先 方：新潟合同法律事務所（中村周而弁護士ほか、弁護士8名）

顧 問 料：月額2万円＋税

範 囲：新大職組の法律相談（無料）組合員の法律相談（初回30分無料※）、
事件（訴訟、調停、交渉等）の受任費用は先方の定める基準による。
※事件ごと2回各30分まで無料に修正。文言は交渉中。

契約期間：2021年9月1日から一年間（自動更新）。

詳細は、別紙「顧問契約書（案）」を参照。

顧問契約書（修正案 10/19）

新潟大学職員組合を甲とし、新潟合同法律事務所を乙とし、甲と乙の間において、以下のとおり顧問契約を締結する。

1 顧問契約の成立

乙は甲の顧問法律事務所として、乙の所属する後記弁護士をもって甲または 甲に所属する組合員の法律相談等の事項についての依頼に応ずるものとする。

2 顧問契約の範囲。

- （1）甲の組合活動に関する法律相談。
- （2）上記（1）に関する訴訟、調停、交渉等の事件の受任。
- （3）甲の組合員の初回および2回各30分の無料法律相談。
- （4）その他本顧問契約の趣旨に合致すると認められる事項。

3 顧問料等

- （1）顧問料は、月額2万円（消費税別）とし、甲は乙に対し、毎年2月末日、および8月末日限り、半期分（但し後払い）を乙の指定する銀行口座に送金して支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。
- （2）前記2（1）の法律相談は無料とする。（3）の甲の組合員を相談者とする法律相談は事件ごと2回まで無料とする。ただし、事件の同一性は乙の担当弁護士が判断するものとする。
- （3）前記2（3）の甲の組合員を相談者とする同一事件の3回目以降の法律相談、事件の受任等による弁護士費用は乙の定める報酬等基準規程に基づき、乙の各担当弁護士が相談者と別途協議し決定する。
- （4）前記2（2）の事件の受任に関する着手金、報酬等については、乙の定める報酬等基準規程に基づき、甲と当該事件の乙の担当弁護士が具体的事案ごとに協議して決定する。

4 法律相談等の実施

前記2に関する法律相談、受任事件に関する打ち合わせ等については、原則として、その都度甲と乙の担当弁護士が連絡の上日時を調整し、乙の法律事務所において行う。ただし、甲において緊

急を要する場合や軽微な相談については、電話・ファックス等の適宜な方法で行うことができるものとする。

5 期間

- (1) 本契約の期間は、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間として、期間の満了までに、いずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、本契約は同一条件で更新されるものとする。
- (2) 甲および乙が、本契約を中途解約する場合には、1ヶ月前に申し出る方法によるものとする。甲が解約を申し出た場合には、解約申出から1ヶ月分の顧問料を支払うこととし、乙が解約を申し出た場合には、解約申出から1ヶ月分の顧問料は請求しないものとする。

以上の合意を証するため本顧問契約書を2通作成し、各1通を所持保管する。

令和3年〇月〇日

甲 新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学厚生センター1階
新潟大学職員組合
2021年度中央執行委員長 逸見龍生

乙 新潟市中央区上所1丁目1番24号 Nビル2階
新潟合同法律事務所

弁護士	中村周而
弁護士	土屋俊幸
弁護士	金子 修
弁護士	近藤明彦
弁護士	小川和男
弁護士	小淵真史
弁護士	二宮淳吾
弁護士	加賀谷達郎
弁護士	鈴木麻理絵

2020年度の活動報告

2020 年度中執委員長 伊藤亮司

概要

役員選出が遅れたため、2020年10月からの開始（定期大会11月27日）となりました。期間内には、4回の学長交渉（学長代理を含む）を行いました。得られた成果は以下の通りです。前期からの継続的な課題として、当局側の対応の遅れから学長交渉の実現まで多くの手間・時間がかかる状況が改善されていません。ちなみに、12月の交渉は前期（2020年8月）に提出した要求書に基づくものです。当局の対応は不当労働行為の疑いがあります。引き続き注視すべきでしょう。コロナ禍による活動の困難さも継続されました。内部的には、中央執行委員会は月1回のペースでオンライン併用、少人数の4役（書記局）会議は週1回のペースで行いました。各分会との協働を目指した「御用聞き」を開始しました。各分会を訪問し、組合員の要求の吸い上げや分会の実情を踏まえた組合活動のあり方について議論しました。予算執行は最低限に抑え、派手な活動を自粛したこともあり、補正予算を計上する必要がないと判断し、中央委員会は開催しませんでした。対外的には、全大協との共闘、各地域労組のリージョナル・センターとの関係構築（メーデー参加など）を図りました。ポツポツと加入を希望される新規組合員がおられ、それらの中には深刻な労働問題を抱え、唯一の相談先として門を叩かれる方もおられました。期間の後半は、それら個別的な労働相談・組合員対応に勤しみました。

1. 学長交渉

- ① 12月 コロナ対応（非常勤講師問題）・学長の全権委任（代理）：小久保理事
最大2万円の「コロナ謝金」を大学が出す・・・ただし12月時点で支給されていないことが判明、強く抗議。監視し続けた結果、2021年4月にやっと完了したことを確認した。
- ② 1月 コロナ対応・人員勧告を受けての給与改定問題
不利益変更であることを大学が認めた。軽微であるため代替措置は取らないとのこと。強く抗議した。
- ③ 5月 教育学部への理事不当介入問題
この間の経緯についての説明を受け、介入のやり方は不適切だったと大学が認めた。学系ポイント教員人事は理事が介入することは今後もないと言質を取った。
- ④ 9月 同上（続き）
再発防止策や問題の総括の仕方について議論した。学長から当人へ厳重注意をしたこと、および大学理事会で今後の注意喚起を行ったことを大学側が説明した。学長の私的な注意に止まる点を指摘し、大学理事会での注意喚起も一般論に止まることについて不十分さを指摘した。

2. 中央委員会

なし

2020年度活動日誌 (2020年9月25日～2021年9月3日)

学内活動日誌 (主なもの)

〈書記局関係〉

- ・新旧四役員引継 (2019年度：2020年9月30日、2020年度：2021年8月25日)
- ・労務福利課・学長交渉他
 - 学長との顔合わせ (12月22日)
 - 学長交渉 4回 (12月25日、1月19日、5月28日、9月3日)
 - 交渉申し入れ等の提出 (10月15日・16日、11月16日、12月4日、1月12日、3月19日、5月14日・24日、6月18日、7月30日、8月26日)
 - 事前折衝・打合せなど (10月30日、12月10日・16日・18日・21日・23日、1月7日・12日・28日、4月21日・30日、5月17日・21日、6月14日、8月6日・31日)
- ・各種会議
 - 新大職組第89回定期大会 (11月27日)
 - 中央執行委員会 11回 (10月14日・30日、11月11日、12月2日、1月20日、3月3日、4月14日、5月19日、6月23日、7月28日、8月25日)
 - 書記局会議 37回 (10月9日・16日・23日・30日、11月6日・13日・20日・27日、12月4日・11日・18日・25日、1月8日・15日・22日・29日、2月5日・12日・19日、3月5日・12日・19日・26日、4月2日・9日・16日・30日、5月7日・14日、6月4日・11日・18日・25日、7月2日・16日・30日、8月6日)
 - 分会代表者会議 2回 (11月4日、5月24日)
 - 中執四役と各分会との懇談 (工分会：4月5日、教育分会：4月15日、人法経分会：6月2日)
 - 選挙管理委員会 6回 (6月1日・28日、7月12日・26日、8月10日・30日)
 - 会計監査 1回 (2019年度：11月13日)
- ・その他
 - 労働相談 (3月10日・11日、5月26日・27日・28日・31日、6月1日・4日・7日・8日・9日・10日・11日・14日・17日・21日・23日・24日・28日・29日・30日、7月2日・5日・6日・7日・12日・14日・15日・20日・21日・26日・27日・28日・29日・30日、8月2日・3日・4日・5日・10日・11日・17日・19日・23日・25日・27日・30日・31日、9月1日)

〈組織部関係〉

〈貸対・昇格部関係〉

〈教文部関係〉

- ・新大職組2021年旗びらき (1月22日)

〈女性部関係〉

〈技術職員部〉

〈厚生部関係〉

- ・労働金庫事推進委員会 (7月12日)
- ・労働金庫との打合せ (1月14日、4月7日)
- ・新潟県学校生活協同組合支部長会 (6月1日)
- ・第92回メーデー・連合新潟 (4月29日)
- ・第92回メーデー・県労連 (5月1日)

〈共闘関係〉

- ・新大職組退職者の会役員会 (11月5日、1月21日、3月18日、5月7日、7月8日)
- ・新大職組退職者の会会計監査 (4月8日)

〈分会関係〉

- ・工学部分会
 - 総会 (10月28日)
- ・教育学部分会
 - 総会 (11月25日)

労働金庫との意見交換（7月20日）

- ・理学部分会
- ・人法経学部分会

労働金庫との意見交換（7月14日）

- ・農学部分会
- ・あゆみ保育園
- ・その他

人法経分会と教育分会との懇談（7月1日）

学外共闘活動日誌（主なもの）

〈全大教関係〉

- ・全大教第53回定期大会（10月24日）
- ・全大教合同地区別単組代表者会議（11月15日、2月20日）
- ・全大教WEB学習会（12月9日）
- ・全大教第54回定期大会（7月17日）
- ・全大教関東甲信越地区幹事会（11月15日、3月12日）
- ・全大教関東甲信越地区・都大教学習会&単組交流会（1月24日）
- ・全大教関東甲信越地区単組代表者会議（2月20日）
- ・全大教関東甲信越地区単組交流会（6月12日）

〈教職員共済関係〉

- ・教共済事務委託団体実務担当者会議（7月5日）

〈共闘部関係〉

〈県国公・国公・県労連関係〉

〈その他〉

- ・平和行進（6月19日）